**【参考例：管理の実施方法の細目】**

**事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目**

○○株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書」（以下「契約書」という。）に基づき、本実施細目を定めるものとする。

（目的）

第１条　本実施細目は、契約書に基づく事業者間遠隔点呼業務における緊急時の連絡及び委託料について定めるものである。

（緊急連絡等）

第２条　事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務前に係る事業者間遠隔点呼において、当該運転者等が運行の業務に従事すべきではないと判断した場合は、当該運転者等にその旨及び理由を説明するとともに、速やかに、甲に連絡しなければならない。

２　前項の規定により、事業者間遠隔点呼実施者から連絡があった場合、甲の○○営業所（以下「甲営業所」という。）の運行管理者から運転者等に対する連絡を行うとともに、運行の可否の判断や交替運転者の手配等を行わなければならない。

３　事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務後に係る事業者間遠隔点呼において、アルコール検知器による検知結果等により、法令違反等を発見した場合は、事業者間遠隔点呼を受けている運転者等にその旨を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

４　乙は、全ての事業者間遠隔点呼実施者が不在となった場合、全てのアルコール検知器が故障した場合等、事業者間遠隔点呼業務を行うことができなくなったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。

５　甲は、長期間、事業者間遠隔点呼等を受け、甲営業所の運行管理者から対面点呼を受けない運転者等に対しては、１か月に１回以上は対面等により運転者等の健康状態を把握するとともに、指導及び監督を適切に行うことにより、当該運転者等の安全運転の遵守等に努めなければならない。

（委託料の金額等）

第３条　甲は乙に対し、契約書第７条に掲げる委託料として、【例：事業者間遠隔点呼１回につき○○○円を、毎月○○日締め、翌月○○日払いで支払う】。【算出の方法、基準及び支払方法・支払期限について明確に記載。また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合の、委託料の増額又は減額の算出の方法等についても明確に記載】

（契約の履行）

第４条　本実施細目に定めがない場合及び疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。